

## ディンギー系レース 主催者 競技参加者 契約書 (サンプル)

「XXX」主催のセーリング競技会「YYYY」に参加するにあたり、主催団体「XXX」は全ての参加者と下記の契約を締結する事とする。

### 第1項 規則の順守

参加者は「セーリング競技規則」(The Racing Rules Of Sailing)及びクラス規則、本大会に適用されるレース公示(Notice Of Race)、帆走指示書(Sailing Instructions)等のすべての規則及びに指示に従うこと。

### 第2項 責任の所在

競技会の主催者及びレース委員会は、参加者及びその艇、参加者によって引き起こされた第三者に対するいかなる損失、損害、負傷、死亡事故に対し何らの責任も負わない。参加者は自己および乗員、艇の安全、第三者に対する損害に対し全責任を持っている、参加者は主催者が何も出来なかったという理由でその責任について追求出来ない。またスタートするか、あるいはレースを継続するかどうかを決める責任は参加する艇にある。

### 第3項 保険

競技参加者は、競技会参加にかかわる傷害保険及びに賠償責任保険を付帯していること。  
保険金額に関してはレース公示に定める金額もしくは十分な保険金額であること。

### 第4項 広告

主催者による広告もしくはスポンサーによる広告契約が存在する場合、**ISAF広告規定 20.3.(d)の規定に基づき所定に箇所にルールカテゴリーA(ハルの両側の前方25%)の範囲内でステッカーもしくはデカールを表示する義務**(レース公示に表記されている場合)がある。

カテゴリーCが選択され、参加艇が独自で広告を艇体又はセールに表示しようとする場合、**ISAF広告規定 20.4.3に規定する個人広告制度に従っていること。**場合によっては(財)日本セーリング連盟に納付金を支払わねばならない。

### 第5項 著作権

レースイベント全体の著作権は(財)日本セーリング連盟に帰属し、写真、記事、報道内容について参加者の肖像権、プライバシーの内容に触れるものであっても大会期間中のものであれば(財)日本セーリング連盟によって公表、開示されることを拒否できないこと。しかも個々の艇もしくは参加者においては、(財)日本セーリング連盟、もしくは主催者への断りなく、雑誌もしくは、報道紙に有料、無料でレース参加記事を書くことも禁じられること。

### 第6項 契約の有効性

本契約は必ずしも独立して契約書として存在しなくても、参加申込書やレース公示の裏側にプリントされていても、又レース公示の中に内容として盛り込まれていても有効である。

本契約書に署名することによって競技参加者ならびにその家族は参加者の責任を理解し受諾したこととする。

また参加者が未成年である場合には参加者の親権者が本契約書の趣旨を理解し署名すること

署名 競技参加者 日付

競技参加者 日付

競技参加者 日付

競技主催団体